

1. 件名：「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関するヒアリング  
(323)」

2. 日時：令和2年4月22日(水) 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、建部主任安全審査官、平野主任安全審査官、田尻安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

守谷室長

日本原燃(株)

藤田 執行役員 燃料製造事業部 副事業部長 他14名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る加工事業変更許可申請に係る整理資料<sup>注)</sup>について、令和2年4月20日の提出資料(※)及び当日提出資料に基づき説明を受け、原子力規制庁から、以下の点を整理資料で明らかにするよう求めた。

①火災等による損傷の防止

- ・グローブボックス内の火災感知器について、火災の早期感知の観点で、感知器の仕様等について整理して説明すること。

②安全機能を有する施設

- ・グローブボックスの給気側及び排気側のダンパの安全機能の位置づけについて、消火及び閉じ込めのそれぞれの機能の必要性を整理して説明すること。

③設計基準事故の拡大の防止

- ・設計基準事故の選定等の考え方について、重大事故の選定との関係も含めて整理して説明すること。

④重大事故等の拡大の防止等

- ・火山の影響がある場合には工程を停止するとしているが、工程停止の許可上の扱いについて整理すること。

注) 実用発電用原子炉の審査実績を踏まえて事業許可基準規則等の条文ごとの対応状況を整理した資料

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

## 6. その他

### 提出資料

「再処理施設と同様の方針とする重大事故等対処施設条文への対応について」

「指摘事項に対する回答（第5条、第14条、第15条）」

「第5条 火災等による損傷の防止」

### 参考

※ 令和2年4月20日の面談

「日本原燃(株)MOX施設の新規制基準適合性に関する資料提出」